

ソフトバンク版スマートフォン内線サービス契約約款

一般規程

株式会社メドコム
2024 年 4 月 1 日現在

第 1 章 総則

第 1 条（約款の適用）

株式会社メドコム（以下、「当社」といいます。）は、スマートフォン内線サービス契約約款（以下、「本約款」といいます。）を定め、これによりスマートフォン内線サービスを提供します。ただし、株式会社日立情報通信エンジニアリングが提供するスマート内線サービスについては、当該株式会社が別途定める約款に基づくものとし、本約款の適用対象外とします。

第 2 条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
スマートフォン内線サービス	本約款に基づいて当社が提供するサービス。 ソフトバンク株式会社により提供された 4G/LTE 及び 5G サービスによる移動無線通信に係る通信網を利用して、当社が貸与する SIM カード及びチップ SIM（通信を行うために必要な産業用チップ SIM であって契約者情報を記憶させることができる IC カードをいいます。以下同じとします。）を用いてインターネットプロトコルによる相互通信を提供するもの。また当社が定める仕様にに基づきモバイルデバイス管理機能等を提供するもの及びカメラ機能、ログイン機能、チャット機能、ビデオ通話カンファレンス機能のオプションサービスを含めた総称をいう。サービス内容を変更した場合を含み、名称を変更した場合は本約款中「スマートフォン内線サービス」とあるのは変更後の名称に読み替えるものとする。
スマートフォン内線サービス基本サービス	スマートフォン内線サービスのうち、モバイルデバイス管理機能を含めたものであり、オプションサービスを含まないサービスをいう。
IP アドレス	IPv4 アドレス及び IPv6 アドレスの総称。
スマートフォン内線サービス契約	スマートフォン内線サービスを利用するため、利用を希望する法人と当社が締結する契約。
申込者	スマートフォン内線サービスの利用を希望する法人。（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。以下同じ。）
契約者	当社とスマートフォン内線サービス契約を締結した法人。
営業日	休日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）及び当社が休日として定める日をいいます。）以外の日。
利用者	契約者の組織で勤務をし、スマートフォン内線サービスを利用する自然人。

課金開始日	当社がサービス開通通知書の発行を以てスマートフォン内線サービスの利用を開始したものとし、その月の初日(利用開始日が当該月の15日以降である場合にあっては、その翌月の初日。)。スマートフォン内線サービスの利用に係る料金(初期費用、一時費用を除く。)の起算日とする。
解除日	スマートフォン内線サービス契約の解除の効力が生じる日。
契約アカウント	当社が契約者に付与するID及びパスワードの総称。
ソフトバンク	スマートフォン内線サービスに必要な通信回線を提供している事業者。正式名称はソフトバンク株式会社。
GB	通信のデータ量を表す単位。 1KB=1,024B、1MB=1,024KB、1GB=1,024MB となります。
契約者設備	契約者の資産であるインターネットに接続するルータやファイアウォールをさす。
データ通信量	チャット機能など、端末を使う時に消費するパケット通信の容量。
端末	一般に移動体通信とは、電波などを用いる無線通信のうち、端末の一方あるいは両方を、特定の固定局の通信範囲を越える広い範囲で移動することができるものを指し、本約款では、それを実現する機器としてスマートフォンなどを指します。個別規程で『端末』とはこの移動体通信機器をさし、両者は同じものを意味する。

第3条（約款の変更）

当社は、本約款を変更することがあります。本約款が変更された後のスマートフォン内線サービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 本約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容について通知します。

3 前項の通知後、契約者がスマートフォン内線サービスを利用した場合又は当社が定める期間内にスマートフォン内線サービスを解除しなかった場合には、契約者は、本約款の変更に同意したものとみなします。

第4条（約款の構成）

本約款は、一般規程及びスマートフォン内線サービスのサービス毎に定める個別規程によって構成されます。一般規程はスマートフォン内線サービス全体について、個別規程は提供するサービス毎に適用されます。一般規程の内容と個別規程の内容に差異がある場合には、個別規程が優先して適用されます。

第5条（サービスの提供区域及び提供対象者の範囲）

当社が本約款で提供するサービスの提供区域は、日本国の地域のうち、回線等接続サービスの提供範囲内に限られるものとします。ただし、個別規程に定めがある場合には個別規程の定めが優先するものとします。

第 6 条（専属的合意管轄裁判所）

当社と契約者の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当社と契約者の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 7 条（契約の単位）

当社は契約者と、スマートフォン内線サービスの利用する回線毎（SIM カード毎）に 3 年または 5 年のスマートフォン内線サービス契約を締結するものとします。以降は、当社または契約者から解除の申し出の無い限り 3 年または 5 年の契約期間ごとの自動延伸とします。

第 8 条（権利義務の譲渡制限）

契約者は、スマートフォン内線サービス契約上の権利義務を譲渡、担保設定その他の処分をすることはできません。

第 9 条（本約款の優先）

スマートフォン内線サービス契約は、当社と契約者間の唯一かつ最終の合意を形成します。

第 2 章 申込及び承諾等

第 10 条（スマートフォン内線サービスの契約の申込）

スマートフォン内線サービス契約の申込は、申込者が当社所定の「スマートフォン内線サービス利用申込書」（以下、「利用申込書」という）に必要事項を記入後、当社が指定した法人にこれを提出するものとします。

第 11 条（利用資格）

スマートフォン内線サービスは、契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)である場合に限り利用することができます。

第 12 条（契約の承諾等）

当社は、利用申込書を受領した後に、次条（申込の拒絶）に定める申込の拒絶事由に該当するか否かを検討し、当社の裁量により、注文請書の発行を以てこれを承諾するものとします。本項に基づく当社の承諾により当社と申込者の間に本約款の内容に基づくスマートフォン内線サービス契約が成立するものとします。

第 13 条（申込の拒絶）

当社は、申込者が次の各号に該当する場合には、スマートフォン内線サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込に係るスマートフォン内線サービスの提供又は当該サービスに係る装置の構成若しくは保守が、技術上著しく困難なとき
- (2) 申込者が、当該申込に係るスマートフォン内線サービス契約上の債務の履行を怠るおそれがあるとき
- (3) 申込者が現に締結し、又は、従前締結していたスマートフォン内線サービス契約において、債務不履行又は不法行為を行ったことがあるとき
- (4) 利用申込書に、虚偽の事実を記載したとき
- (5) 違法、不当、公序良俗違反、当社若しくは当社のサービスの信用を毀損する、又は、当社サービスを直接若しくは間接に利用する者に重大な支障をきたす等の態様でスマートフォン内線サービスを利用するおそれがあるとき
- (6) その他当社が不適切と認めたとき

2 当社が前項の規定により、スマートフォン内線サービスの利用の申込を拒絶したときは、当社は申込者に対し、その旨を通知するものとします。

第3章 契約事項の変更

第14条（サービス内容の変更）

契約者は、個別規程に定めがある場合には、スマートフォン内線サービス契約の内容の変更を申し込むことができるものとします。

2 前条（申込の拒絶）の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

第15条（契約者の名称の変更等）

契約者は、その法人名若しくは住所又はその他当社が指定する事項に変更があったときは、当社が指定した法人に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

第16条（法人の契約上の地位の承継）

契約者の合併又は会社分割により契約者たる地位が承継されたときは、当該地位の承継をした法人は、当社に対し、速やかに、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。

第4章 契約者の義務

第17条（契約者の義務）

契約者は、一般規程及び個別規程に定められた契約者の義務を遵守するものとします。

第18条（禁止事項）

契約者は、次の各号のいずれかに該当する事項を行ってはならないものとします。また、利用者が次の各号のいずれかに該当する事項を行った場合は、契約者が行ったものとみなします。

- (1) 違法、不当、公序良俗に反する態様においてスマートフォン内線サービスを利用すること。
- (2) 当社又は当社のサービスの信用を毀損するおそれがある態様でスマートフォン内線サービスを利用すること。
- (3) 当社のサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し支障を与える態様においてスマートフォン内線サービスを利用すること。
- (4) その他、当社が不適切と判断する行為

第19条（契約者の義務違反）

契約者が、第17条（契約者の義務）又は前条（禁止事項）に違反した場合にあっては、当社は、契約者に対してこれにより当社が被った損害の賠償請求をすることができるものとします。また、契約者がスマートフォン内線サービスの利用に関して第三者に与えた損害につき当社が当該第三者に当該損害の賠償を請求されたときは、当社は契約者に対し、当該賠償について求償することができるものとします。

第5章 品質保証、責任の限定等

第20条（サービスの品質保証又は保証の限定）

スマートフォン内線サービスにおける品質保証又は保証の限定に関しては、個別規程において定めるものとします。

第21条（当社の免責）

当社は、前条（サービスの品質保証又は保証の限定）によって定められた品質保証の違背による返金等、本契約約款において明示的に規定された場合を除き、契約者がスマートフォン内線サービスの利用に関して被った損害(その原因の如何を問いません。)について賠償、返金、料金の減免等の責任を負わないものとします。

第 6 章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

第 22 条（利用の制限）

当社は、ソフトバンクが電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、スマートフォン内線サービスの利用を制限することがあります。

2 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

第 23 条（利用の中止）

当社は、次に掲げる事由があるときは、スマートフォン内線サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社、ソフトバンクの電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社、ソフトバンクが設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
- (3) スマートフォン内線サービスを提供するために必要なソフトウェアのアップデートを行うとき
- (4) スマートフォン内線サービスを提供するための資源のメンテナンス又は障害などやむをえない事由があるとき

2 当社は、スマートフォン内線サービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項(1)により中止する場合にあっては、その 14 日前までに、前項(2)及び前項(3)により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3 契約者又は当社が指定した法人は、当社に対し、当社が障害通知を連絡する場合の連絡先(以下本条において「障害時連絡先」といいます。)を通知するものとします。

4 障害時連絡先の変更があったときは、契約者又は当社が指定した法人は、速やかにその旨及び変更後の障害時連絡先を当社に対し書面をもって届け出るものとします。

5 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第 24 条（利用の停止等）

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、スマートフォン内線サービスの提供を停止又は利用を制限することがあります。

- (1) スマートフォン内線サービス契約上の債務の履行を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (2) 第 17 条（契約者の義務）の規定に基づき定められた契約者の義務に違反したとき
- (3) 第 18 条（禁止事項）の規定に違反したとき
- (4) スマートフォン内線サービスにソフトバンクが提供する役務が含まれるため、ソフトバンクが、不適切と判断する態様においてスマートフォン内線サービスが利用されたことを理由に当社への役務提供を停止したとき

2 当社は、前項の規定による措置を講ずるときは、契約者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第 25 条（スマートフォン内線サービスの廃止）

当社は、当社の判断により、スマートフォン内線サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定により スマートフォン内線サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 6 か月までに、その旨を通知します。

3 第 1 項のほか、スマートフォン内線サービスの提供に用いられる他の事業者が提供する役務について、当社の責によらず当該役務の提供が廃止される場合は、スマートフォン内線サービスの全部が廃止されることがあるものとします。この場合、当社は契約者に対し、当社が知得した範囲において当該役務等の提供の廃止について通知に努めるものとします。

4 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第 7 章 契約の解除

第 26 条（当社の解除）

当社は、次に掲げる事由があるときは、スマートフォン内線サービス契約（オプションサービスに関する契約を含む。）を解除することがあります。

- (1) 第 24 条（利用の停止等）第 1 項の規定によりスマートフォン内線サービスの利用が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限の日から 2 箇月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が第 24 条第 1 項（1）の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。
 - (2) 第 24 条（利用の停止等）第 1 項（1）から（4）いずれかの事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
- 2 当社は、前項の規定によりスマートフォン内線サービス契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
- 3 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第 27 条（契約者の解除）

契約者は、スマートフォン内線サービス契約締結の日から 3 年または 5 年の契約期間が経過した場合に限り、解除日の 45 日前までに当社に対し、スマートフォン内線サービスの契約が成立した回線毎に当社所定の「スマートフォン内線サービス解約申込書」（以下、「解約申込書」という）で通知をすることにより、スマートフォン内線サービス契約（オプションサービスに関する契約を含む。）を解除することができます。この場合において当該解除の効力が生ずる日は、個別規程において定めるものとします。

2 第 22 条（利用の制限）又は第 23 条（利用の中止）第 1 項の事由が生じたことによりスマートフォン内線サービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係るスマートフォン内線サービス契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、解除申込書で当社に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

3 第 25 条（スマートフォン内線サービスの廃止）の規定により、スマートフォン内線サービスの全部が廃止されたときは、当該廃止の日当該廃止されたスマートフォン内線サービスに係るスマートフォン内線サービス契約の全てが解除されたものとします。

4 本条の 1 項の規定にかかわらず、契約者がスマートフォン内線サービス契約の締結日（第 7 条の自動延伸をした場合には、その自動延伸がされた日。）から 3 年または 5 年の契約期間満了前に契約を解除する場合、契約者は違約金として解約回線 1 回線につき当社が指定した法人が別途定める金額を支払うものとします。

第 8 章 料金等

第 28 条（契約者の支払義務）

契約者は、当社が指定した法人に対し、スマートフォン内線サービスの利用に関し、当社が指定した法人が別途定める規定に従い料金を支払うものとします。

2 第 24 条（利用の停止等）の第 1 項(1)、(2)、(3)、(4)の規定により、スマートフォン内線サービスの利用が停止又は制限された場合の当該停止又は制限の期間における当該サービスに係るスマートフォン内線サービスの料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

3 スマートフォン内線サービスの廃止その他の事由により当社から契約者に対する当該サービスの提供がされないこととなった場合（前項の場合を除く。）には、当社が指定した法人は契約者に対し、契約者が当該法人が別途定める規定に従い既に当該法人に支払った料金から契約者が当該サービスを利用した月分に係る料金を控除した額を、返還するものとする。

第 29 条（料金確定）

スマートフォン内線サービス契約について、契約の解除、契約内容の変更又はその他個別規程で定める事由が発生した場合には、契約者は、当社が指定した法人が別途定める規定に従い、料金を支払うものとします。

第 30 条（品質保証違背時の減額）

スマートフォン内線サービスについて第 20 条（サービスの品質保証又は保証の限定）の規定に基づく品質保証が設けられている場合であって、当該品質保証の違背が発生したときは、当社は、契約者の請求に基づき、当社が指定した法人が別途定める規定に従い、スマートフォン内線サービス料金から減額するものとします。

第 31 条（料金の支払方法）

契約者は、スマートフォン内線サービスの料金を、課金開始月の翌月末日までに、当社が指定した法人が別途定める規定に従い支払うものとします。

第 32 条（割増金）

スマートフォン内線サービスの料金の支払を不当又は不法に免れた契約者は、当社が指定した法人に対しその免れた金額の 2 倍に相当する金額を違約金として支払うものとします。

第 33 条（遅延損害金）

契約者は、スマートフォン内線サービスの料金又はその他スマートフォン内線サービス契約上の債務の履行を怠ったときは、次項に定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその履行すべきこととされた日の翌日から 10 日以内になされたときは、この限りではありません。

2 遅延損害金の額の計算は、次のとおりとします。

- (1) 未払の期間が 30 日以内のときにあっては、未払債務の 100 分の 2 の額
- (2) 未払の期間が 30 日を超えるときにあっては、未払債務の 100 分の 2 の額に 31 日目から各 30 日までごとに(端数は切り捨てます)1000 分の 15 の額を加えた額

第 34 条（割増金等の支払方法）

第 31 条（料金の支払方法）の規定は、第 32 条（割増金）及び前条（遅延損害金）の場合について準用します。

第 35 条（消費税）

契約者が当社が指定した法人に対しスマートフォン内線サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社が指定した法人に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第 9 章 契約者情報

第 36 条（通信の秘密）

当社は、通信の秘密に係る契約者及び利用者の情報について、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 4 条を遵守した取り扱いを行うものとします。

2 前項のもとに、当社は、契約者及び利用者の同意がある場合、第 40 条（業務委託）に基づき業務委託を行う際に必要がある等正当な業務行為である場合並びに法令の定め（当社の事業を管轄する監督官庁が示す指針又はガイドラインを含む。）に基づいて許容される場合に限り、前項に定める通信の秘密を知得、利用（当社の電気通信設備及び契約者の通信の安全性確保の観点から、通信記録を統計処理すること、及び、その処理結果によって得られた知見について個別通信の特定を不可能とした上で契約者に情報提供すること又は公開することを含む。）、又は第三者に開示する場合があります、契約者はあらかじめこれらについて同意するものとします。

3 スマートフォン内線サービスを利用するにあたり、前項の利用者の同意は契約者が責任をもって利用者の同意を得るものとします。

第 37 条（営業秘密等）

当社は、スマートフォン内線サービスの提供に関し知り得た契約者の営業秘密（不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）上の「営業秘密」として契約者が当社に対して秘密である旨明示して開示した情報をいいます。）について、第三者に対し開示しないものとします。なお、営業秘密には、以下の情報を含まないものとします。

- (1) 開示時点において、当社がすでに有していた情報
- (2) 当社が、第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (3) 当社が独自に開発した情報
- (4) 公知である等不正競争防止法上の「営業秘密」に該当しない情報

2 前条（通信の秘密）第 2 項の規定は、前項の営業秘密の取扱いについて準用するものとします。

3 契約者は、スマートフォン内線サービスの利用に関し知り得た当社の技術情報、サービスの内容、その他当社が契約者に開示するあらゆる情報（但し、公知の情報を除く。）について、当社があらかじめ書面にて承諾した場合を除き、第三者に開示してはならないものとします。

4 契約者は、当社の事前の書面による承諾なしに、前項の情報をスマートフォン内線サービス契約の履行目的以外に利用してはならない。

5 契約者は、当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、第 3 項の情報、第 3 項の情報を記載又は包含した文書及び記録媒体等並びにそれらのすべての複製物について、返却、廃棄その他の処分をなすものとし、相手方の要請に基づきその証明書を交付するものとする。

第 38 条（個人情報保護）

当社は、法令及び当社が別途定めるスマートフォン内線サービスのプライバシーポリシー及び当社の個人情報保護方針に基づき、契約者の代表者、利用者の個人情報を適切に取り扱うものとします。なお、「個人情報」とは、当社がスマートフォン内線サービスを行う上で、自らが収集し且つ管理する個人情報、又は契約者及び利用者から提供された個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に定める個人情報を指すものとします。

2 当社は、スマートフォン内線サービスの提供に関し取得した個人情報を、以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

- (1) スマートフォン内線サービスの提供にかかる業務を行うこと（業務上必要な連絡、通知等を契約者、利用者に対して行うことを含みます。）。
- (2) スマートフォン内線サービスの維持改善を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと。
- (3) 当社のサービスに関する情報（当社の別サービス又は当社の新規サービス紹介情報等を含む）を、電磁的方法等により送付すること。
- (4) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。

3 当社は、契約者及び利用者の同意に基づき、必要な範囲において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、スマートフォン内線サービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合は、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとします。

4 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 4 条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

第 10 章 雑則

第 39 条（電磁的方法による意思表示）

当社及び契約者間の書面の交付、通知、提出等は、当社が定める範囲内において、電磁的方法により行うことができるものとします。

2 前項に基づき契約者が行うスマートフォン内線サービスの契約の申込（スマートフォン内線サービス契約の内容の変更の請求を含みます。）においては、以下の条件が適用されます。

- (1) 当社は、第 13 条（申込の拒絶）第 1 項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の所在、構成、属性等に係る情報の提供又は公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該情報の提供又は書類の提出が行われない間は、当社は、同項に基づき申込の承諾を留保又は拒絶できるものとします。

- (2) 当社が前号の規定により、スマートフォン内線サービス契約の利用の申込を拒絶したときは、当社は、第 13 条（申込の拒絶）第 2 項の規定にかかわらず、申込者に対し、電磁的方法等をもってその旨を通知するものとします。
- (3) 契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うための電磁的方法のアカウント（フリーメールサービスに基づいて利用できるメールアカウントは除外されるほか、当社が定める範囲のものとしします。）を当社に対して指定するものとします。当該電磁的方法のアカウントに対する当社の電磁的方法による送信は、当社から契約者への意思表示又は事実の伝達が到達したものとみなされます。
- (4) 当社は前号に定めるもののほか、契約者に対する連絡手段を別途指定する場合があります。その場合には、契約者は、当該指定に応じた連絡受領手段を講ずるものとします。

第 40 条（業務委託）

当社は、スマートフォン内線サービスの提供に必要な業務の一部については、当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第 41 条（スマートフォン内線サービス利用に必要な役務等）

スマートフォン内線サービスを利用するために必要な電気供給等の役務、装置等は、個別規程において明示的に規定されている場合を除き、契約者の責任において調達するものとします。

第 42 条（技術的事項）

スマートフォン内線サービスにおける基本的な技術事項は、個別規程において定めるものとします。

第 43 条（サイバー攻撃への対処）

当社は、当社又は契約者の電気通信設備に対するサイバー攻撃への対処を行うため、次に掲げる事項の全部又は一部を実施することができるものとします。ただし、かかる措置の実施が法令上許容される場合に限り、ます。

- (1) 当社又は契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいます。以下本条において同じとします。）の送信先となった場合に、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備からの通信に関して、当該送信元の電気通信設備の電気通信事業者が当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処を求めるために、契約者から個別かつ明確な同意が得られた場合に限り、当社設備で必要な範囲において検知した通信記録（送信元 IP アドレス、ポート番号及びタイムスタンプ）を当該電気通信事業者に提供することを、電気通信事業法に定める「認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会」（以下本条において「認定協会」といいます。）に委託すること。
- (2) 当社又は契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先となった場合に、認定協会が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備を特定するための調査及び研究を行う目的で、契約者から個別かつ明確な同意が得られた場合に限り、当社設備で必要な範囲において通信（送信先 IP アドレス、ポート番号及びタイムスタンプ）を検知し、これを認定協会に提供すること。

2 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）に基づき国立研究開発情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うこと。

第 44 条（反社会的勢力の排除）

契約者は、自ら又は役員若しくは従業員が、現在及び将来にわたって、次に掲げる各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。

- (1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる集団及びこれらを構成する者（以下「反社会的勢力」といいます。）

(2) 反社会的勢力と資本関係又は取引関係を有する者

2 契約者及び利用者は、自ら又は第三者を利用して、当社に対し、次に掲げるいずれの行為も行わないことを表明し、保証します。

(1) 脅迫的な言動又は暴力的な行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(4) 相手方が管理する施設への来訪者その他滞在する者に対する迷惑行為

(5) その他本項 (1) から (4) に準ずる行為

3 当社は、契約者が本条第 1 項若しくは前項の保証に違反していること、又は違反するおそれがあることが判明した場合には、催告をすることなく、直ちにスマートフォン内線サービス契約を解除することができるものとします。

第 45 条（輸出等の制限）

当社が契約者に提供する物品又は情報について、直接又は間接の方法を問わず、次の各号のいずれの取扱いも行ふことはできないものとする。

(1) 輸出すること

(2) 海外へ持ち出すこと

(3) 非居住者へ提供し、又は使用させること

追記

附則

2023 年 7 月 1 日施行

2024 年 4 月 1 日一部改正（商号及びサービス名の変更）